**さくらの守人規約**

**（名称及び事務局）**

1. この会は、さくらの守人と称し、事務局は山口市徳地堀に置く

**（目的）**

1. この会は、桜の木に発生した、てんぐ巣病除去剪定作業や薬剤の塗布などの活動を行い、観光資源を守ると共に緑化保護を目的とする。

**（活動）**

1. この会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。
2. 春～秋（3月～11月）てんぐ巣病についての周知活動及び、てんぐ巣病や剪定についての講座等の学習・交流機会の提供
3. 冬季（12月～2月）期間の剪定、薬剤塗布作業

　(3)　その他、本会の目的を達成するために必要な事項

**（会員）**

1. この会の会員は、次の2種類とする。

　(1)　正会員は、この会の目的に賛同し、本会でのボランティア活動を希望し、入会登録した者とする。

(2)　賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

　(3) 入会後にも申請により変更可能。

**（会費）**

1. 会費は、基本的に無料だが、以下の時にお願いする場合がある。
2. 正会員　講習会や作業参加時に保険加入等に必要な会費。
3. 賛助会員　剪定作業期間など、必要な時期。
4. その他必要な時。

**（退会）**

1. 会員は、退会届を提出し任意に退会することができる。

**（役員）**

1. この会に次の役員を置く。役員は総会において選出する。

　(1)　代表・・・会を代表し、その活動を総理する。

　(2)　副代表・・・会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3)　会計・・・本会の出納業務を担当する。

(4)　監査役・・・会の活動状況及び会計について監査を行う。

**（総会）**

1. この会の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

　2　総会は各号に揚げる事項について審議し、決定する。

　(1)　会則、事業等の改廃

(2)　事業計画並びに収支予算及び決算

(3)　本会の解散

(4)　役員の選任及び解任

　(5)　その他本会の運営に関し重要な事項

　3　総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

　4　総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**（事業年度）**

1. この会の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月28（29）日に終わる。

**（委任）**

1. この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

**附則**

　この規約は、令和3年4月1日から施行する。